

支部運営規程

(目的)

第1条 公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）は、定款第36条に基づき、支部運営規定を定める。

(設置及び構成と運営)

第2条 支部の設置については、支部運営規定別表の通りとする。

2 支部は、同一支部に所属する会員で構成し、その役員で運営する。

(事業)

第3条 支部は次の業務を行う。

- (1) 本会の事業（公益目的事業を中心とする）を分掌し、支部内における推進、具体化に関する業務
- (2) 支部内の会員間の連絡に関する業務
- (3) その他、支部として本会の目的達成に必要な業務

(役員)

第4条 支部には、役員として、支部長の他、副支部長3名以内、会計2名以内を置く。

- 2 役員は、支部連絡会の協議に基づいた推薦人の中から、理事会で決議し、会長が委嘱することにより選任される。
- 3 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 各役員の任務は以下のとおりとする。
 - (1) 支部長は支部を代表し支部業務を統轄する。
 - (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計担当は支部長の指示の下に経理を担当する。

(経費)

第5条 支部運営の経費は、予算書に基づき本部より交付される活動費をもって充当する。

(会計)

第6条 支部の会計は、会計が行い、各月毎の財産及び収支の状況を翌月末までに本会に報告しなければならない。

(支部連絡会)

第7条 支部は、会員間の情報交換、連絡、事業の検討などのために、支部連絡会を執り行う。

附則

- 1 本規則の変更並びに本規程に定めなき事項は、理事会の決議を経て決定する。
- 2 本規程は平成24年4月1日より施行する。
- 3 本規程は平成24年12月21日一部改正 平成25年4月1日から施行
- 4 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)

< 別表 >

支部名	地 域
浦和支部	さいたま市（中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、蕨市、戸田市）
川口支部	川口市
大宮支部	さいたま市（西区、北区、大宮区、見沼区）
川越支部	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、越生町、毛呂山町
西部支部	所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、三芳町
東松山支部	東松山市、小川町、川島町、吉見町、嵐山町、鳩山町、滑川町 ときがわ町、東秩父村
秩父支部	秩父市、長瀨町、皆野町、小鹿野町、横瀬町
本庄支部	本庄市、上里町、美里町、神川町
熊谷支部	熊谷市、深谷市、寄居町
北埼玉支部	加須市、行田市、羽生市、久喜市（旧菖蒲町）、鴻巣市（旧川里町）
東部支部	越谷市、春日部市、三郷市、吉川市、松伏町
埼玉葛支部	さいたま市(旧岩槻市)、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡町、宮代町、杉戸町、春日部市（旧庄和町）
朝霞支部	朝霞市、志木市、和光市、新座市
中央支部	上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町
草加八潮支部	草加市、八潮市